

稲村市政2期目公約整理表 ~ 確かな未来を実現する尼崎 ねすた30°ラッ ~

平成29年12月現在

【進捗状況】 : 目標達成 12項目 ○: 着手済 16項目 検討中 2項目

1 人が育ち、支えあうまちへ 子育てに優しいまちは、地域の支えあいがあるまちでもあります。「後伸びする力」を育む就学前、「人生のスイッチ」が入る青少年期、そして地域の課題解決力向上へと、人の学びと育ちを大切にすることを目指します！									
通番	項目	平成27年12月現在の取組状況 (1年目)	平成28年12月現在の取組状況 (2年目)	平成29年12月現在の取組状況 (3年目)	今後の計画(予定) 4年目 (H29.12~H30.11)		進捗状況		
					1年目	2年目	3年目		
1	子育てに関する支援、情報提供をより総合的に進めるため、子育て支援センター機能を充実させます	・子育て支援センター機能の更なる充実に向けた庁内協議を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭状況等のデータ収集や分析、関係者の情報共有を進めるとともに、児童虐待の対応のほか、就学前後から青少年期まで切れ目なく、子どもに焦点をあてた支援策の構築を目指して協議・調整を進める ・子育て施策の更なる充実に向け新たな組織を立ち上げ、「子どもの育ちに係る支援センターの設置」についてたたき案を取りまとめ、議会に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内検討会議を設置し、こども青少年本部会議や子ども・子育て審議会等を経て、「子どもの育ち支援策の今後の方向性」を策定 ・平成29年度から平成31年度にかけて、毎年度、児童相談所への職員派遣 ・電子システムの開発及び建物改修の詳細設計を開始 ・「子どもの育ちに係る支援センター」整備事業に着手 ・新センターで行う具体の支援事業や組織運営体制の検討を開始 ・リーフレット「あまっ子育て応援レター」を保育所・幼稚園を通じて4歳児クラスの保護者に配付し、相談窓口を周知 ・就学前後に係る子どもの発達支援連絡会(医療・保健関連)を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク構築事業を実施 ・発達障害・不登校支援プレ事業の開始 ・人材育成を図るため研修等の実施 ・リーフレット「あまっ子育て応援レター」について引き続き配付 ・保健所で実施している発達障害に関する相談事業等について、平成31年度の「子どもの育ちに係る支援センター」への移管及び連携のあり方について協議を進める 				
2	新・県立病院と連携し、市内3ヶ所目となる病児保育サービスの実現に向けて取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県立尼崎総合医療センターと協議を実施 ・個人の小児科からも実施希望があり、現在調整中 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度中に兵庫県立尼崎総合医療センターで病児・病後児保育事業を実施することを前提に、県や兵庫県立尼崎総合医療センターとの協議を継続するとともに、医師会へ協力を依頼し、平成28年度8月より実施件数1件増加 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月 兵庫県立尼崎総合医療センターにて実施 ・兵庫県立尼崎総合医療センター(4ヶ所目)にて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、4ヶ所で病児保育事業を実施 				
3	全ての小中学校にエアコンを整備し、子どもたちの学習環境を支えます	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校8校、中学校1校において整備を実施 ・平成28年4月以降の整備に向けて、小学校18校、中学校8校の設計委託を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【平成27年度】 ・小学校8校、中学校1校について新たに設置完了 【平成27年度末累計】 ・小学校8校 / 26校中 中学校1校 / 9校中 ・平成29年度から中学校、平成30年度から小学校において夏休みの期間短縮を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・全館空調校の空調設備の老朽化対策については、平成29年度現況調査結果をもとに優先順位を付けて更新工事を実施 【平成28年度】 ・小学校6校、中学校8校について新たに設置完了 【平成28年度末累計】 ・小学校14校 / 26校中 中学校9校 / 9校中 【平成29年度】 ・小学校12校について新たに設置完了 【平成29年11月末累計】 ・小学校26校 / 26校中 中学校9校 / 9校中 					
4	中学校弁当を全校実施しつつ、中学校給食の実施に向けた検討を開始します	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校弁当事業を全校で実施(19校) ・中学校給食の実施に向け、中学校給食検討委員会の設置等の準備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校給食検討委員会を継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校弁当事業の継続実施(全17校) ・中学校給食検討委員会の報告内容を踏まえ、市民意見聴取プロセスに基づく市民意向調査の実施を経て「中学校給食基本計画」素案を公表し、パブリックコメント等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月に「中学校給食基本計画」を策定し、同計画に基づき中学校給食の実施に向けた準備を進める 				
5	いじめ防止対策推進法に対応した体制の整備と対策の充実に取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法第12条に基づく「尼崎市いじめ防止基本方針」の策定作業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月に「いじめ防止基本方針」を策定、平成28年3月にいじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題対策審議会を設置 ・「いじめ防止基本方針」及び「各学校のいじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等に係る各種取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に向けて引き続き施策の推進 ・国の「いじめ防止基本方針」の改定などを受けた、「尼崎市いじめ防止基本方針」及び各学校の「いじめ防止基本方針」の改定作業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・改定後の「尼崎市いじめ防止基本方針」及び各学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等に係る各種取組を推進 				
6	「教育振興基金(仮)」を設置し、より多くの市民、事業者が次世代を育む教育への支援を呼びかけます	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月 教育振興基金を設置 ・総合教育会議で、基金の活用方法について協議 【26年度末現在高 200,000千円】 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育振興基金を活用した事業として、「英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業」及び「育み・育ち・つなぐ音楽のまち尼崎事業」を実施 【27年度末現在高 212,529千円】 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育振興基金を活用した事業として、「英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業」及び「育み・育ち・つなぐ音楽のまち尼崎事業」を実施 【28年度末現在高 210,652千円】 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育振興基金を活用した事業として、「英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業」、「育み・育ち・つなぐ音楽のまち尼崎事業」及び「公開レッスン・コンサート事業」を実施 				
7	市内に6ヶ所ある地域振興センターの機能を強化し、学校や公民館との連携、地域活動の活性化を推進するため、地域別予算制度の導入などの取組を検討、実施します	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市調査や視察を通じて検討を実施 ・庁内検討会において、地域振興センターの機能の再構築に向けて、学校等多様な地域資源との連携も含めて検討を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区施設の建て替えや、保健・福祉センターを市の南部と北部に設置することに伴い、支所機能の見直しを検討 ・地域課題の解決に向けた予算執行のあり方についても、先進都市視察等、調査・研究を実施 ・今後の地域振興のあり方の検討にあたり、市民の意見も聴きながら進めていくため、市民意見聴取プロセスを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひと咲きまち咲き担当局」を設置 ・地区施設の機能の再構築や人員配置のあり方、身近な地域課題の解決に向けた地域住民の意思を反映した予算執行のあり方、職員の意識醸成・能力形成について検討 ・「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築(取組方針)」素案を公表し、パブリックコメントを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・素案についての市民説明会、意見交換の実施 ・「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築(取組方針)」の確定 ・方針に基づき、「地域発意の取組が広がる環境づくり」及び「地域を支える新たな体制づくり」、「地域とともにある職員づくり」について、先行的な取組を進める 				

2 地域の資源を活かし、活力が生まれるまちへ
 まだまだ実力が十分知られていないかも? 産業や歴史といった尼崎の持つ活力、魅力をさらに高め、活気にあふれる、魅力いっぱいの尼崎を創っていきます!

通番	項目	平成27年12月現在の取組状況 (1年目)	平成28年12月現在の取組状況 (2年目)	平成29年12月現在の取組状況 (3年目)	今後の計画(予定)			進捗状況		
					4年目 (H29.12~H30.11)			1年目	2年目	3年目
8	県と連携し、尼崎21世紀の森プロジェクトや運河再生をはじめとする臨海部の魅力創造と来訪者増に向けた取り組みをさらに推進します	<ul style="list-style-type: none"> 県市共同事業である「尼崎21世紀の森魅力アップ事業」としての各種イベントや、小学生を対象とした環境学習に加え、徳島大学などの協力を得て環境体験事業やチャンネルガイド養成講座を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年10月に開催された「あまがすきハーフマラソン」等の来場者に「尼崎21世紀の森構想」をPR 	<ul style="list-style-type: none"> 県や関係団体と協力し、尼崎の森中央緑地及び運河域での環境学習やイベントを開催 「阪神尼崎駅・尼っ子リンリンロード周辺地区」で県と連携しコミュニティサイクルの社会実験を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度中に尼崎の森中央緑地の都市緑地部分18.9haが全面開園(県事業) 平成29年度中に尼崎の森中央緑地内に「茅葺き古民家」を移設(県事業) 平成31年3月の尼崎城オープン等に向けて、城内まちづくりを進めるとともに、平成30年度の早期に観光地域づくりの舵取り役となる尼崎版DMOを設立し、多様な観光関係者と一体となった各種観光施策を実施 					
9	公共施設の屋根貸しを開始し、さらなる自然エネルギーの導入拡大に取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> 【平成26年度募集分】 2施設(市立あこや学園、市立尼崎高等学校)に太陽光発電設備の設置が完了し、それぞれ稼働・発電中 【平成27年度募集分】 2施設(市立難波小学校(新校舎棟)、武庫公民館)を対象に募集及び選定を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 3施設において屋根貸し実施済 【平成27年度募集分】 1施設(武庫公民館)太陽光発電設備の設置が完了し、稼働を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も施設の工事計画や利用方針等を勘案するとともに、固定価格買取制度の内容等、国の動向にも注視しながら募集可能な施設があれば順次調整を進める 						
10	労働条件の切り下げを防ぐ公契約のあり方について検討し取り組むとともに、引き続き、地域内経済循環を促進する取り組みを重視します	<ul style="list-style-type: none"> 労働条件の切り下げを防ぐ公契約のあり方について検討を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年10月 公共調達基本条例を制定 「市内事業者の受注機会等の増大」「公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保」などの基本方針を定めた公共調達基本条例を制定 	<ul style="list-style-type: none"> 「公共調達基本条例」に基づいて取組を推進 平成29年7月から「公共調達基本条例」に基づき、受注者等に「労働関係法令の遵守状況の報告」を義務付け、市は報告内容の確認を実施 						
11	産業振興条例に基づいて既存の産業施策を再構築し、起業支援やモノづくりの高付加価値化、メリハリのある商業支援などに取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興推進会議の意見も踏まえ、産業振興・雇用就労施策の再構築を実施 創業支援オフィスABIZ(アビーズ)における支援を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興推進会議を継続するとともに、効果的な事業の実施につなげるPDCAサイクルを実施 企業支援において、これまでの「環境」といった視点に加えて、新たに「健康」の視点も取り入れた取組を検討 産業と雇用の情報の一元化に向けた取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 市内企業における従業員の健康管理や健康づくりの取組について、大学との連携による実態調査を行い事例集として取りまとめ、普及啓発を行いつつ、普及促進に効果的な施策を構築 「産業振興基本条例」に基づき、時代の変化に合わせた施策の再構築による推進 商業支援は、活性化支援と併せて、地域の安全・安心の向上及びまちの資産価値の向上に資する取組を実施 産業支援機関と連携し、ものづくり産業やサービス産業の高付加価値化支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 産業施策と雇用就労施策の連携による相乗効果を生み出す支援策について検討 既存の産業振興施策に加え、新たに「観光」の視点から「地域の魅力と価値」「地域の稼ぐ力」を向上させ、地域経済の活性化につなげていく尼崎版観光地域づくりの取組を実施 					
12	市役所だけでなく、市民とともに進める市民参加型シティプロモーションを進めます	<ul style="list-style-type: none"> 千葉市がサービスを開始している、市民・住民が地域における課題を発見し、それを行政側にレポートすることで市役所と課題を共有しながら解決していく、「ちばレポ」の導入を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市民が「まちの魅力を発信」する仕組みを、平成28年度に開設予定の「定住・転入促進サイト」内に整備 Facebookを活用した市民参加型シティプロモーションを推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活かした市民参加型の事業などを通じ、シティプロモーションへの参画を促進 「尼ノ國」をさらにPRしていき、庁内外と連携をとりながらまちの魅力発信に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てファミリー層の定住・転入促進を目的に定住・転入促進サイト「尼ノ國」を開設 「尼ノ國」をツールとして、さらなる市民参加型シティプロモーションを促進 					
13	既存施設を活用した(仮称)歴史文化センター整備に向けて取り組みを進めると同時に、新たな文化振興ビジョンを策定し、尼崎の歴史、文化を学び発信する取り組みを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 【歴史館機能の整備】 国の補助事業の活用を検討する中で、尼崎市発祥の地である城内地区に残された旧城内中学校の校舎をリノベーションし、尼崎の歴史を学べる施設等の整備を検討 【文化ビジョン】 庁内検討会の調整など文化振興ビジョン策定を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【歴史館機能の整備】 博物館登録の条件整理や整備内容の調整等を実施 【文化ビジョン】 市民・学識経験者らからなる「尼崎市文化ビジョン会議」や「市民ワークショップ」を開催し、様々な立場の方から意見をお聞きしながら案を作成中 	<ul style="list-style-type: none"> 【歴史館機能の整備】 実施設計を開始 現文化財収蔵庫で博物館登録申請及び審査完了 【文化ビジョン】 平成29年2月に「尼崎市文化ビジョン」策定 策定した文化ビジョンの周知及び文化に関する評価の仕組みを構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【歴史館機能の整備】 歴史館機能の実施設計および耐震診断改修計画等評価書の取得 平成32年度開設を目処に工事に着手 【文化ビジョン】 文化・芸術に造詣の深い専門家等の第三者の視点も加えた本市の文化事業の評価を行い、本ビジョンを推進 【その他】 尼崎城を核として地域資源や歴史・文化を活かした観光振興を地域一体で進めていく「観光地域づくり」の実現に向け、尼崎版DMOを設立 					

3 市民参加と市役所改革の推進
 未来志向のまちづくりには、市民の力が不可欠です。同時に、市役所の改革と職員のレベルアップが必要です。「市民力×職員力」の相乗効果で、課題「解決」先進都市・尼崎を目指します！

通番	項目	平成27年12月現在の取組状況 (1年目)	平成28年12月現在の取組状況 (2年目)	平成29年12月現在の取組状況 (3年目)	今後の計画(予定)			進捗状況		
					4年目 (H29.12~H30.11)			1年目	2年目	3年目
14	市民参画や協働、地域活動・市民活動を活性化させる基盤づくりを推進するため、市民自治基本条例の制定に向けて取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> 市民懇話会やタウンミーティングを開催し、多様な市民意見を聴取 これまで蓄積してきたご意見をもとに、条例案の作成に向けた考え方を整理 	<p>🌸 平成28年10月8日 条例施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民懇話会、タウンミーティングに加え、有識者による会議において専門的見地からの意見を聴取し、「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定 	<ul style="list-style-type: none"> 行政内部の意識醸成を図り、広く条例の意義を理解していただけるようなフォーラムを開催するとともに、自治に関する意識醸成を図るため、社会教育の現場や学校での啓発に取り組む 市民が「社会の一員」として、社会や身近な地域への関心と関わりを持つきっかけを作っていくことを目的とした「シチズンシップ向上プログラム」を企画・作成、及び社会教育現場、学校での活用 条例の趣旨をわかりやすく説明したパンフレット「自治のまちづくり条例読本「ではんすよ！」」を作成 これからのまちづくりについて市民とともに考える「尼崎市自治のまちづくり条例制定記念フォーラム」を開催 						
15	まちの課題解決のための学びと実践を市民と職員がともに参加して推進するため、社会教育事業を発展させた仕組みとして「まち大学あまがさき」を推進します	<ul style="list-style-type: none"> 「みんなの尼崎大学」の取組方針の策定 「学び」をテーマに、悩みや得意を共有し、新たな解決のアイデアや連携を生むことを目的とした「みんなの尼崎大学オープン会議」を開催 市民と協働で、みんなが先生、みんなが生徒をコンセプトとした「みんなのサマーセミナー」を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「みんなの尼崎大学オープン会議」を発展させた「みんなの尼崎大学オープンキャンパス」を実施 平成27年度に引き続き、市民と協働で「みんなのサマーセミナー」を開催 みんなの尼崎大学の開学に向けて「みんなの尼崎大学キックオフフォーラム みんなの尼崎大学はじまるの会！」を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「みんなの尼崎大学オープンキャンパス」を引き続き実施し、市民と職員が学びに参加しやすい環境や、学びをきっかけに市民の交流や活動が活発になるような地域環境づくりを進め、参加者の拡大やさらなる周知に向け、大学になぞらえて楽しんで参加してもらう仕組みづくりの推進 企画を持ち込み、課題や悩みごとを議論する場として、「放課後ミーティング」を月1回実施 職員が地域で活動する市民等と出会い、交流するきっかけとなる研修「尼崎市民活動図鑑」を開催 <p>🌸 平成29年10月7日 みんなの尼崎大学開学&入学イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 「みんなの尼崎大学開学&入学」イベントを開催し、あわせて入学願書の受付や学生証の交付、学生特典のサービス提供等、楽しんで学びに参加できる仕組みを構築し、運用を開始 趣旨に賛同いただいた商店街が「商学部オープンセミナー」を開催 「みんなの尼崎大学の運営方針」素案についてパブリックコメントを実施 あまがさき・ひと咲きプラザ(旧聖トマス大学)に事務局を設置 市民との協働事業である「みんなのサマーセミナー」を、公立高校(尼崎市立尼崎双星高等学校)で開催 	<ul style="list-style-type: none"> みんなの尼崎大学の活動報告や目指している姿を具体的に掲載する冊子を作成 職員が地域で活動する市民等と対話するために必要なスキルであるファシリテートを学ぶ研修を開催 みんなのサマーセミナーを引き続き開催 					
16	課題「解決」先進都市を目指し、市民活動、ソーシャルビジネスの振興に取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルビジネスプランコンペを実施 創業支援オフィスABIZ(アビーズ)に、ソーシャルビジネス支援専門のアドバイザーを配置 社会課題をビジネスチャンスととらえた第二創業を推進するため、事業者に向けたフォーラムを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルビジネスを含むビジネスプランコンテストに地域金融機関や産業関係団体と連携し実施 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の創業支援の中でソーシャルビジネス分野についても丁寧な支援を行う <p>🌸 ビジネスプランコンテストやABIZ等における支援の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業団体等との連携のもと実施したビジネスプランコンテストにおいては、最終審査進出者5人中4人が社会的課題を解決するビジネスプランであったなど、ソーシャルビジネス分野のプランが広く振興された 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的課題に取り組む事業者を増やすため、引き続き新たなことにチャレンジする人材を育成・支援するとともに、効果的な情報発信に取り組む 関係する庁内各課と連携し、事業が継続できるよう支援 					
17	地域や企業と連携した若者の長期実践型インターンシップ事業を通じて、受入側のインベーションと若者の社会力向上を応援します	<p>🌸 長期インターンシップ受け入れ開始 平成27年度4社</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たなプロジェクトを考えている市内企業と、取り組みたいと考える大学生・大学院生をマッチングし、学生を3~6ヶ月の長期インターンとして企業に送り込む事業を実施 来年度以降の受入企業拡大に向け、市内企業の意識調査も実施 	<ul style="list-style-type: none"> 社会人基礎力の養成や学びを実践することで、将来の産業界を担い、地域に根差した事業活動を行う若者の育成を図るため、引き続き長期実践型インターンシップを実施し、受入企業の拡大に向け、マッチング事業や、情報発信、企業間の交流を促進 <p>【平成28年度 8社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【平成29年度 6社(11月現在)】 						
18	若手職員を中心とした政策法務の向上のための取り組みをはじめ、職員力のさらなる向上に取り組めます	<p>🌸 自治体法務検定を活用した昇格制度導入 平成27年6月</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から、基本的な法律知識を習得するとともに法的実務能力の向上を図るため、ゼミ形式の研修を実施 若手職員を対象として、自治体法務検定を活用した職員自身が自らの法的知識等を習得するための取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組に加えて、法務能力の向上のため、法科大学院と連携し「立法演習」等の授業に研修派遣を行う取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 若手職員を対象として、法的知識・法務能力等の向上を目的とする自治体法務検定を活用した検定試験の実施など、前年度までの職員力の向上に係る取り組みについて必要な見直しを行いながら、継続して実施 職場や地域における会議などの集団活動を円滑に進め、より成果を得るため、コーディネート力やコミュニケーション能力の向上を図るためのファシリテーションに係る研修を継続的に実施 						

4 健康・安全・安心を実感できるまちへ
 「孤立」から「自立」は生まれません。予防的な取り組みや地域と連携した取り組みで、このまちに暮してよかったと実感できるまちを目指します！

通番	項目	平成27年12月現在の取組状況 (1年目)	平成28年12月現在の取組状況 (2年目)	平成29年12月現在の取組状況 (3年目)	今後の計画(予定)			進捗状況		
					4年目 (H29.12~H30.11)			1年目	2年目	3年目
19	休日夜間診療所の老朽化対策に 取り組み、一次救急医療の確保に 加え、新型インフルエンザの発生等、 緊急事態への備えを進めます	<ul style="list-style-type: none"> ・県立塚口病院の跡地に新たに医師会館との複合施設を建築する方向で、市、尼崎健康医療財団及び医師会で構成する会議で協議を実施 ・新型インフルエンザ等行動マニュアル(平成26年12月・暫定版)の見直し作業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会館の建築は、別途適地を探すこととなったため、休日夜間急病診療所の建て替え、施設更新については、改めて検討を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間急病診療所の施設更新について、早期の実現を目指して関係機関と協議を継続 ・緊急事態に備えたマニュアル類については、国制度を踏まえながら適宜内容の変更を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係局会議を開催し、休日夜間急病診療所の候補地や整備方法について検討し、引き続き調整中 ・検査所等関係機関による新型インフルエンザの発生を想定した合同訓練に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内調整後、関係機関と具体的に協議 ・庁内及び関係機関との連携強化に向け、搬送訓練など必要な準備を行う 				
20	若者、女性への就労支援や、 生活困窮者に対する総合的な支援を進めるためのサポートセンターを設置するなど、自立支援の取り組みを強化します	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な人材育成等を行い、雇用と就労のマッチングを行う「人づくり雇用拡大事業」を実施 ・新卒者等を中心とした就職面接会のほか、女性スタートレピエと連携し、実践型研修の「しごと塾」や「出張キャリア相談」等の人材育成支援を実施 ・生活困窮者の新たな相談窓口「しごと・くらしサポートセンター尼崎」の開設 ・市役所、関係機関、団体との意見交換等を図ることを目的とした協議会を設置し、生活困窮者の早期把握と自立支援のネットワークを構築 ・ソーシャルインパクトボンドの実証実験を若年者の就労支援において実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣大学のキャリアセンターと連携し、市内企業の有能な若手人材の確保を図るとともに、新卒者等の無料職業紹介窓口への誘導促進を実施 ・関係機関間のネットワークを活かし、生活困窮者が早期に相談・支援に至る間口を広げる取組みとともに、早期自立のための相互連携を実施 ・若年者の就労支援に関しては、ソーシャルインパクトボンドの実証実験の結果を分析するとともに、引き続き民間との連携を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者に対する自立支援については、「しごと・くらしサポートセンター尼崎」における支援の充実・強化に加え、「保健福祉センター」設置(平成30年1月から市内南北2カ所に新設)に合わせて強化した体制の下、行政だけでなく、地域や関係機関も含めた重層的なネットワークの強化により、就労等支援への接点を広げ、一層効果的な支援となるよう取り組む ・一般的な就職活動では就職困難な生活困窮者が、課題を抱えながらも働き続けることができるよう、労働条件等の配慮に理解を示す事業所や、訓練としての就労体験も含め、ステップアップにつながる就労の場を開拓し、生活困窮者の状況に応じた職業紹介を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルインパクトボンドの実証実験を若年者の就労支援において実施し一定の効果がみられたが、尼崎市単体で組成するには投資対効果の面で課題があるとの報告を受けた ・雇用対策協定によるハローワーク尼崎との共同・連携体制の中での新たな人材確保支援の取り組みを実施 ・地域、専門機関、行政の重層的なネットワークを構築・強化し、社会資源の発見・活用を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣大学と共同の事業計画を立てるなど、更なる連携強化を図るとともに、既存の就職面接会に加え新規卒者の最終のセーフティネットとして直営のミニ面接会等を実施 				
21	介護予防、認知症ケア、在宅医療について、各分野の専門家や団体と連携し、地域での支えあいの仕組みづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの推進に向けて、各団体、専門家と協議 ・認知症の人と家族への支援向け「認知症サポーター」の養成 ・認知症の早期診断、早期対応を図り、認知症初期集中支援においては、支援対象者へ訪問し確定診断へつなぐ取組等をモデル的に行いながら課題整理 ・介護予防では、地域での自主的な取り組みとして「いきいき百歳体操」を推進 ・医療と介護の連携強化の1つのツールとして、協働で作成した「退院調整(医療看護=介護連携)の標準的な取り扱い」を運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の総合事業の実施に向け、各種団体、専門家、サービス事業者等から意見を聴取 ・ひとり歩き、帰宅困難な状況の高齢者を早期に発見できる仕組みづくりは、年度内の実施に向け、協議・準備を開始 ・認知症初期集中支援チームの設置に向けて、対象者や具体的なチーム編成、業務内容等を関係機関の協議・調整 ・在宅医療と介護の連携は、関係団体と具体的な連携ツールの作成や連携支援センター設置に向けた協議を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援においては地域コミュニティが重要となるため、現在進めている地域振興機能の再構築の検討状況を踏まえる中で、施策を超えた連携を図っていく ・引き続き、各種事業の実施状況を十分に確認、検証し、必要に応じて事業の周知を図るとともに、地域においてかかりつけ医と認知症専門医療機関との連携方策が深まる仕組みを検討 ・医療・介護連携協議会において顔と役割の見える関係性を強化しながら連携推進策の検討・協議を進めるとともに、医療・介護連携支援センターを中心に医療・介護連携の取組を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の支えあいの推進に向けて6地区で地域福祉ネットワーク会議(協議体)を設置 ・所在不明の高齢者を早期に発見するために地域・各機関が連携協力する「認知症みんなで支えるSOSネットワーク」を構築 ・最近もの忘れが進んだと感じる方や認知症と診断され不安を感じている方とその家族向け「尼崎市認知症あんしんガイド」を発行 ・平成29年10月に認知症の人やその家族が必要な地域資源につながることを支援する認知症初期集中支援チームの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月に「尼崎市医療・介護連携支援センター」(呼称:あまつなぎ)設置 				
22	災害時要援護者対策、避難訓練の見直し・多様化を進め、防災意識の向上とさらなる防災対策を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者対策については、災害対策基本法で市町村に作成を義務付けられた避難行動要支援者名簿を作成 ・平成27年5月に本市と協定を締結した兵庫県防災士会と連携し、地域防災力の向上に向けた取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿については、新たな対象者を追加するなど随時更新し、名簿情報を災害時の避難支援等に活かすための、支援者にわかりやすい指針を作成中 ・福祉避難所については、従来の6カ所に加えて新たに市内の特別養護老人ホーム14施設を指定し、要配慮者の受け入れ体制の拡充を実施 ・防災総合訓練については、初の図上訓練を採用するなど、今後の防災総合訓練についても訓練内容の多様化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興機能の再構築の検討状況を踏まえる中で、施策を超えた連携を図る ・福祉避難所のさらなる確保及び運営マニュアル等の検討を進めるとともに、避難訓練については避難後の避難所運営を想定した訓練を検討するなど、引き続き多様な訓練に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿情報を災害時の避難支援等に活用していただくため、「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」を作成 ・福祉避難所については、新たに市内の特別養護老人ホーム2施設を指定し、要配慮者の受け入れ体制の拡充を実施 ・一部の地域では名簿情報を元に、避難行動要支援者への声かけ及び避難を行う訓練を実施 ・「1.17は忘れない」地域防災訓練のメイン会場では、初めて避難所開設・運営訓練を実施し、災害初期期の避難所開設における地域住民と行政の連携を確認することができ、また、その他の会場でも避難所開設手順確認訓練を実施 ・避難場所となる位置の周知及び災害時における円滑な避難行動を支援するため、平成28年度には避難場所である学校に、案内板を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・「1.17は忘れない」地域防災訓練においては、市内の要配慮者施設へ参加を呼び掛け、要配慮者施設の参加者を交えた避難誘導・避難支援訓練も実施するなど充実を図る ・平成28年度に案内板を設置した避難場所である学校に対し、周辺の電柱等に「誘導板」を設置 ・防災意識向上や避難行動に資するよう、水防法改正により公表された新たな浸水想定区域図に基づき、ハザードマップや防災ブックを改定し、ホームページ上での公表を行う ・災害発生時に、迅速かつ的確な被災者支援業務を行うための、被災者支援システム導入に向けた検討を進める 				

4 健康・安全・安心を実感できるまちへ
 「孤立」から「自立」は生まれません。予防的な取り組みや地域と連携した取り組みで、このまちに暮してよかったと実感できるまちを目指します！

通番	項目	平成27年12月現在の取組状況 (1年目)	平成28年12月現在の取組状況 (2年目)	平成29年12月現在の取組状況 (3年目)	今後の計画(予定)			進捗状況		
					4年目 (H29.12~H30.11)			1年目	2年目	3年目
23	路上喫煙対策や受動喫煙防止など、タバコ対策をさらに具体的に検討し、取り組みを進めます	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ対策の総合的な取り組みを進め解決していくため、関連する担当課の参画による「尼崎市たばこ対策推進プロジェクトチーム」を立ち上げ検討を開始 ・庁内だけでなくたばこ関連企業などにもオブザーバー参加していただき意見交換を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「たばこ対策活動基本方針」を策定し、尼崎市医師会が主催する尼崎禁煙市民フォーラムにおいて、「尼崎たばこ対策宣言」を宣言 ・スワンスワン事業(禁煙支援事業)として、毎月22日を禁煙開始デーと定め推奨するとともに、各種検診・健診において禁煙の指導を強化 ・「職員たばこ取組宣言」を行い、勤務時間中の禁煙等を実施 ・全市立小学校の周辺道路で登校時間帯に歩きタバコ抑制に向けた啓発を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・路上喫煙や歩きタバコを抑制するために喫煙マナーの向上について、市民とともに普及・啓発を進める ・喫煙は、灰皿のある喫煙所で行うことを推進するために喫煙スポットの拡充や駅前の喫煙所設置などを検討し、分煙を徹底 ・現在進めている取組の反応や意見を踏まえ、成果と課題を整理し条例の制定の必要性やそれに伴う準備を進める ・禁煙支援や受動喫煙による健康影響を防ぐ取組を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙所の増設(JR塚口駅、阪神尼崎駅) ・たばこ対策推進に関する市民フォーラムを開催し、受動喫煙の防止や路上喫煙等喫煙マナーの向上を図る ・平成30年6月に「(仮称)尼崎市たばこ対策推進条例」の制定 ・条例制定に伴い標識看板、路面表示など条例周知に係る環境整備を図ると共に、路上喫煙重点区域等で違反した者に対して指導や条例の啓発を実施 					
24	生活習慣病対策のヘルスアップ尼崎戦略事業をはじめとする市民の健康支援にさらに取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・小児肥満対策事業と尼っこ健診・保健指導との連携による継続的な生活習慣改善支援 ・すべてのライフステージを対象にした生活習慣病予防対策に加え、事業者と連携した健康環境づくりとして「尼崎未来いまカラダポイント事業」を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・国保被保険者のがん予防対策として、新たに集団健診で乳がん検診を開始 ・認知症予防事業として、認知機能チェックと生活習慣病リスクの改善に向けた保健指導を開始 ・医師会と連携し、これまでのヘルスアップ戦略の評価と課題整理を市民と共に行うため、100周年記念としてシンポジウムを開催し、市民への発信 ・企業と連携した健康づくり事業推進のため、協会けんぽとの協定に基づく市内企業の健康経営の推進、新たなヘルスケア産業の推進に着手検討に向け、協議を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策を超えたメンバーで構成される庁内組織(ヘルスアップ戦略会議)の機能を強化し、重症化予防や健診受診率の向上対策等、全庁横断的な連携による市民の生活習慣病の予防に取り組む ・認知機能低下予防プログラムに基づき栄養指導、運動指導を行い、効果検証を進める ・「未来いまカラダ協議会」において、協賛企業同士の連携事業として、健康づくり情報の発信やまちの健康経営モデル事業の推進 ・ヘルスアップ戦略会議で体系化した各種施策について、外部アドバイザーの意見等を踏まえる中で、組織横断的に事務事業や施策の評価を実施 ・胃がん予防とピロリ菌感染予防、若い世代の健診受診率向上対策として「ピロリ菌・胃がんリスク検査」を希望者に対し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度についても、医師会他関係団体と連携し、生活習慣病予防に向けたフォーラムを開催 					
25	可動式防犯カメラの導入など、引き続き、街頭犯罪等への対策を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年10月 可動式防犯カメラ運用開始 ・平成26年11月から平成27年7月までの間で、ひたくりが多発しているエリアを選定し、住宅状況、道路形態や逃走方向、付近の民間等防犯カメラの設置状況など現地調査し、具体的な設置箇所の絞り込みを実施 ・電柱管理者(関西電力(株))、道路占用許可等を受けた後にカメラを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年9月末時点での市内全体のひたくり認知件数は30件と平成27年9月末時点の69件よりも大幅に減少しているが、今後も、ひたくり件数に増加傾向がみられる地域へのカメラ移設を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・カメラ設置後概ね6ヶ月を目処に効果検証を行い必要に応じカメラの移設を行い、また、得られた映像については、ひたくり防止策につなげるとともに、市政出前講座(防犯)の映像資料としても活用 ・市職員による防犯パトロールの実施や民間防犯カメラの活用し他事業者との連携体制を調整 ・地域防犯活動団体(地域による青色回転防犯パトロール)の中から申請のあった、2団体に支援を行い、うち1団体を表彰し、引き続き申請のあった団体については、支援等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年のひたくり認知件数は9月末時点で44件と、前年度を上回っている状況であり、今後とも継続して各事業を展開するとともに、より効果的な取組を実施 ・街頭犯罪防止キャンペーンの啓発手法の見直しを行うとともに、他市から本市で犯罪を行う者に対する啓発等の方法を検討 ・自転車盗難対策の効果的な事業を展開し、自転車盗難対策の強化 					

5 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち
 財政を再建し、成熟期にふさわしいまちづくりを進めます。将来世代にツケ（借金）を先送りすることはしません！

通番	項目	平成27年12月現在の取組状況 (1年目)	平成28年12月現在の取組状況 (2年目)	平成29年12月現在の取組状況 (3年目)	今後の計画（予定） 4年目 (H29.12～H30.11)	進捗状況		
						1年目	2年目	3年目
26	行財政改革計画「あまがさき未来へつなぐプロジェクト」に基づき、引き続き着実な財政再建に取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・財政運営上の目標として、平成29年度までに30億円の構造改善を図ること、将来負担と公債費の抑制を図ることを掲げ、これまでに、約17億円の構造改善に取り組むとともに、投資的事業等の執行管理に努める ・目標達成に向けて、更なる歳出の削減、歳入の確保に向けた取組の推進、投資的事業等の総量コントロール等に努め、併せて、都市の体質転換に向けた取り組みも、中長期的な視点で推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造改善については、これまでに約29億円の効果額を計上し、中期目標の30億円には近づきつつあるが、今後も依然として収支不足が見込まれる上、抑制に向けて取り組んでいる将来負担は目標を上回っていることから、引き続き、更なる行財政改革の取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「財政運営上の目標の達成に向けた取組を進めるとともに、施策評価を通じて、取組の効果や課題などを点検・確認しながら、都市の体質転換に向けた取組を、中長期的な視点で推進 ・「平成29年度までに30億円の構造改善に取り組み、公共用地先行取得事業費会計繰出金を除いて収支均衡を確保する」という中期目標を達成できたほか、収支不足を行政改革推進債や退職手当債などの市債で補うことなく平成29年度当初予算を編成 ・中間総括において、前半5年間の取組の成果・課題、最終目標である「持続可能な行財政基盤の確立」に向けた新たな構造改善目標や財政規律等を整理 ・平成29年11月に「中間総括」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間総括を踏まえながら、引き続き、更なる構造改善の推進や将来負担の抑制などに取り組む、最終目標である「持続可能な行財政基盤の確立」に向けて的確に進行管理を図る 			
27	既存施設の長寿命化や維持管理費の適正化と、今後3～5年間で30%以上の保有床面積の縮小を目指す公共施設マネジメント計画を推進し、転入定住促進に資する跡地の活用と、財源を確保しながらのコンパクトな施設整備に取り組めます	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設マネジメント基本方針」に基づき、今後の方向性を示す施設評価（1次評価）を実施し、公募の委員8人からなる市民会議を設置し、合計11回会議を開催 ・インフラ系施設を含めた公共施設全体を対象として、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方を示す公共施設等総合管理計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設マネジメント基本方針」に基づき、本市公共施設について、公共施設マネジメント計画（圧縮と再編）の策定に向けた取組を実施 ・施設の質の向上と長寿命化を図るための保全計画（予防保全による長寿命化）について検討 ・施設の維持管理に係るコスト削減のため、電力小売自由化を踏まえ、高圧区分における新電力の活用を拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」の成果化 ・同計画に基づく個別の施設の具体的な見直し手法やスケジュール等を検討 ・施設の質の向上と長寿命化を図るための保全計画（予防保全による長寿命化）について検討 ・施設の維持管理に係るコスト削減のため、高圧以上の受電施設すべてにおいて、新電力等を活用した契約を締結し、また、都市ガスについても料金抑制となる契約方法に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」に基づく個別の施設の具体的な見直し手法やスケジュールを示し、市民・利用者等からのご意見を踏まえ、取組を実施 ・施設の質の向上と長寿命化を図るための保全計画（予防保全による長寿命化）を策定 ・施設の維持管理コストの更なる削減のため、低圧区分についても新電力を活用するとともに、都市ガスについても自由化を踏まえた検討 			
28	老朽危険空き家対策を進めるための条例を制定します	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年2月「危険空き家等対策に関する条例」を制定 ・平成27年2月に「危険空き家等対策に関する条例」を制定し、平成27年10月1日より施行 ・担当課を設置し、体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の空き家等の実態把握をするための調査及びその所有者等の意向を把握するための調査を実施 ・老朽危険空き家等の所有者に対する指導等を強化 ・空き家対策特別措置法に基づき、阪神間では初めて行政代執行（略式）で強制撤去を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「空き家対策の推進に関する特別措置法」及び「危険空き家等対策に関する条例」に基づく取り組みを進める ・空き家対策を総合的・計画的に推進するため空き家対策の推進に関する特別措置法第6条に規定される「尼崎市空き家対策計画」を策定中 ・市より指導を受けている老朽危険空き家の所有者等に対して建物除却費用の一部を補助する事業を2件実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策の推進に関する特別措置法第6条に規定する「尼崎市空き家対策計画」に基づく新規施策を検討、実施 			
29	市バスの民営化については、現在の高齢者バスの利用を全路線に拡大するとともに、路線は3年間固定の上、その後の補助路線を市もともに検討していくための体制を整備します	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年10月26日、移譲事業者である阪神バス（株）と移譲後3年間の路線維持を含む協定を締結 ・移譲後の市域におけるバス交通サービスの維持、確保に向けた仕組みとして、平成26年12月に道路運送法に基づく地域公共交通会議を設置し、市民、交通事業者、警察、行政等地域のバス等公共交通サービスに係る協議を行う体制を整備 ・高齢者特別乗車証制度は、乗車証のICカード化及び市域の乗合バス路線で利用できるよう、平成27年9月議会にあらたな条例を提出し可決 ・平成28年4月1日からの条例施行に向けて、現在、システム構築や運用方法の検討、制度周知のあり方等について、事業者と協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月 市営バス事業を阪神バス(株)へ移譲 ・平成28年3月20日をもって市営バス事業を阪神バス株式会社へ移譲 ・移譲後においても、締結した協定に基づき、旧市営バスの路線が確実に維持されるよう、必要な補助を実施 ・高齢者特別乗車証制度については、平成28年4月1日から、ICカードを活用した制度とするとともに、尼崎市内のすべての乗合バス路線で利用できる制度に拡充 ・障害者等特別乗車証制度は、平成30年4月1日を目標に、乗車証のICカード化を実施できるよう、事業者と協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神バス（株）に対し、旧市営バス路線が確実に維持されるよう必要な補助を実施するほか、適宜、協議を行い、締結した協定の履行の確保を図る ・地域公共交通会議を適切に活用するなかで、バス交通サービスの維持・確保、向上に努める ・障害者等特別乗車証制度については、平成30年3月1日からの移行に向けて、阪神バス（株）等と制度の運用のあり方やシステムの仕様等に係る協議を引き続き実施 ・バス利用の実態調査の実施及びそれに基づいた旧市営バスの路線の調査分析 ・障害者等特別乗車証制度は、乗車証のICカード化及び市域の乗合バス路線で利用できるよう、平成29年9月議会に条例を提出し可決 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス利用の実態調査の結果などを基に、将来にわたり市民にとって必要なバス交通サービスの確保について、地域公共交通会議において議論を実施 ・障害者等特別乗車証制度については、平成30年3月1日からの制度移行に向けて、12月に制度対象者全員に申請書を送付し、また、尼崎市内のすべての乗合バス路線で利用できる制度に拡充 ・申請があった者については、平成30年3月からIC乗車証を送付 			
30	自転車で移動しやすいことをまちの強みと位置づけ、不法駐輪対策、交通マナー、自転車道の整備など、総合的な自転車政策を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車総合政策推進プロジェクトチーム（PT）を設置し、事故防止、盗難防止、不法駐輪防止、地域経済の活性化及び循環、環境の各分野における課題等について議論を行い、必要に応じて、オプザーバー等からも意見を徴収し、議論を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車総合政策推進プロジェクトチーム（PT）において、自転車総合政策を効果的に進めるため「（仮称）尼崎市自転車のまちづくり推進条例」の制定に向けてイベント等を通じて市民説明を実施 ・平成28年度より、毎月23日を自転車安全運転の日と定め、警察等との連携のもと、自転車利用者に対して交通ルールやマナーの啓発を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県「自転車を活用したまちづくり事業」の動きも踏まえながら、継続して検討 ・自転車総合政策を推進するため、自転車まちづくり推進庁内連携会議において議論し、平成29年10月1日「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」を施行 ・兵庫県の自転車まちづくりモデル市に選定され、平成29、30年度の2カ年で兵庫県と連携して施策や社会実験を集中的に行う重点地区が「阪神尼崎駅・尼っ子りんりんロード周辺地区」、「阪急武庫之荘駅周辺地区」に決定 ・兵庫県と連携したコミュニティサイクルの社会実験の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」に基づく「（仮称）尼崎市自転車のまちづくり推進計画」の策定など取組を実施 			